

平成25年第2回笠松町議会定例会会議録（第4号）

平成25年6月17日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

| | | |
|-------|-----|---------|
| 議 長 | 7番 | 岡 田 文 雄 |
| 副 議 長 | 6番 | 伏 屋 隆 男 |
| 議 員 | 1番 | 尾 関 俊 治 |
| 〃 | 2番 | 古 田 聖 人 |
| 〃 | 3番 | 伊 藤 功 |
| 〃 | 4番 | 川 島 功 士 |
| 〃 | 5番 | 田 島 清 美 |
| 〃 | 8番 | 安 田 敏 雄 |
| 〃 | 9番 | 船 橋 義 明 |
| 〃 | 10番 | 長 野 恒 美 |

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

| | |
|-----------|-----------|
| 町 長 | 広 江 正 明 |
| 副 町 長 | 川 部 時 文 |
| 教 育 長 | 宮 脇 恭 顯 |
| 監 査 委 員 | 小 林 正 明 |
| 会 計 管 理 者 | 杉 山 佐 都 美 |
| 総 務 部 長 | 足 立 茂 樹 |
| 企画環境経済部長 | 大 橋 雅 文 |

| | |
|------------------|------|
| 住民福祉部長 | 岩越誠 |
| 建設水道部長 | 森光彌 |
| 教育文化部長 | 堀康男 |
| 総務課長 | 村井隆文 |
| 企画課長 | 堀仁志 |
| 保険医療課長 | 服部敦美 |
| 教育文化課長 兼総合会館長 | 奥村智彦 |

1. 本日の書記は、次のとおりである。

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 浅野薫夫 |
| 書記 | 笠原誠 |
| 主任 | 佐藤純平 |
| 主任 | 浅井将利 |

1. 議事日程（第4号）

平成25年6月17日（月曜日） 午前10時開議

- 日程第1 議員派遣の件について
- 日程第2 第42号議案 笠松町職員の給与の臨時特例に関する条例について
- 日程第3 第43号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算について
- 日程第4 第44号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第5 第45号議案 平成25年度笠松町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第6 第46号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第7 第47号議案 敦賀発電所1号機、美浜発電所1号機・2号機の40年廃炉と再生可能エネルギーへの転換を求める意見書について
- 日程第8 第34号議案 笠松町子ども・子育て会議条例について
- 日程第9 第38号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算について
- 日程第10 第39号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第11 第40号議案 平成25年度笠松町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第12 第41号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計補正予算について

○議長（岡田文雄君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 議員派遣の件について

○議長（岡田文雄君） 日程第1、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行うことに決しました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣の件について、変更を要するものについては、その措置を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件について変更を要するものについての措置は、議長に委任することに決しました。

日程第2 第42号議案から日程第12 第41号議案までについて

○議長（岡田文雄君） 日程第2、第42号議案から日程第12、第41号議案までの11議案を一括して議題といたします。

書記をして第42号議案から第47号議案までの6議案を朗読いたさせます。

○書記（笠原 誠君） お手元の議案の1ページをお開きください。

第42号議案 笠松町職員の給与の臨時特例に関する条例について。

笠松町職員の給与の臨時特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。平成25年6月17日提出、笠松町長 広江正明。

次に、5ページをお開きください。

第43号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算（第4号）。

平成25年度笠松町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ752万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億589万1,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年6月17日提出。

次に、15ページをお開きください。

第44号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成25年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,846万3,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年6月17日提出。

次に、18ページをお開きください。

第45号議案 平成25年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成25年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ49万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,375万3,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年6月17日提出。

次に、21ページをお開きください。

第46号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成25年度笠松町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ95万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,889万5,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年6月17日提出。

次に、24ページをお開きください。

第47号議案 敦賀発電所1号機、美浜発電所1号機・2号機の40年廃炉と再生可能エネルギーへの転換を求める意見書について。

敦賀発電所1号機、美浜発電所1号機・2号機の40年廃炉と再生可能エネルギーへの転換を求める意見書を次のとおり提出するものとする。平成25年6月17日提出。

提出者、笠松町議会議員、伏屋隆男。賛成者、笠松町議会議員、長野恒美、船橋義明、安田敏雄、田島清美、川島功士、伊藤功、古田聖人、尾関俊治。

○議長（岡田文雄君） 提案理由の説明を求めます。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） おはようございます。

それでは、追加議案の提案説明をさせていただきます。

今回、追加で提案させていただきますのは、条例1件と補正予算4件でございます。

まず1ページの第42号議案 笠松町職員の給与の臨時特例に関する条例であります。この条例は、地方公務員の給与引き下げを求めた国の要請を踏まえ、当町職員の給与についても平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、国家公務員給与と同水準まで引き下げ措置を実施することに伴い、この期間だけ引き下げをする特例条例を制定し、所要の規定整備を行うものであります。

今回の国の要請は、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、一層の地域経済の活性化を図るものであり、地方公共団体がこれまで独自に行ってきた給与削減、または定員削減等の行財政改革とは別に、平成25年度に限り緊急に要請があったものであります。

第1条では、目的ということで、先ほど申し上げました9カ月の特例期間において、職員の給与その他給与を減ずる措置を講ずるため、笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例等の特例を定めるものであります。「等」といいますのは、特別職の条例と、それから一般職の条例ということでございます。

そして、3条では一般職の支給の特例をうたっておりまして、内容的にはまた後で説明しますが、4条では育児休業等の関係を、それから5条では企業職員の給与の関係をうたっております。

それでは内容を説明させていただきますが、説明の都合上、第3条の一般職の関係の給料から先に説明させていただきます。

平成24年4月から実施されている国家公務員の給与減額支給措置により、当町の給与水準が国を上回ることとなった部分についてその相当額を減額するもので、具体的には国の減額後の給与月額と比較した当町のラスパイレス指数、これは24年4月1日現在ですが104.3となったことから、国を上回ることとなった4.3に相当する部分を給料月額から減額するものであります。

それで、この4.3を減額率に置きかえると全職員の平均で4.12%の減額をするもので、職員各層の減額率の決定に当たっては、国に準じて役職の高い職員ほど削減率を高く設定し、若年層の職員に配慮する形としております。具体的には部長、課長、主幹の幹部職員は5.22%、副主幹、主査の職員は4.15%、主任、主事の職員は2.55%の減額とするものであります。

続きまして、管理職手当であります。こちらは国の要請どおり一律10%減額するものであります。現在、主幹級の3万9,600円から部長級の5万8,100円が支給されておりますが、部課長級の55歳以上の職員は既に1.5%減額しておりますが、さらに10%削減するものであります。先ほどの給料も同様であります。

それから期末勤勉手当、これは12月分のみが対象となりますが、期末勤勉手当の算定基礎と

なる給料月額、扶養手当、役職加算及び管理職加算の額を国と比較し、当町の期末勤勉手当が、国は9.77%平均で減額しておりますが、この国の減額後の期末勤勉手当支給額と同水準となるよう減額率を算定し、一律1.81%の減額とするものであります。

これは国の期末勤勉手当のベースになる基本給に加算される額が、1人当たりで笠松町の場合1万7,813円ですが、国のほうは5万5,105円と高いため、同水準になるよう調整させていただくものであります。先ほども言いましたが、国が9.77%ですが、町ですと1.81%ということになります。国のほうが役職加算を受ける数が多いとか、管理職加算の額、あるいはその受給額が多いことが理由であります。

それから時間外勤務手当及び休日勤務手当でございますが、これは4級以下の職員が対象になりますが、こちらは給料と連動した手当でございますので、給料の減額の影響をそのまま反映するものであります。それで、一般職の影響額は、1人当たり約13万8,000円であります。幅としては多い方ですと27万4,000円、低い方で5万円程度であります。

続きまして、2条の特別職であります。まず給料であります。町長、副町長についても国の要請に基づき減額措置を講ずるものとし、減額率は、一般職の管理職員に対する減額率5.22%であることを考慮し、5.50%減額とするものであります。

続きまして、期末手当でございますが、一般職と同様に1.81%の減額とするものであります。なお、今回の特別職の報酬の減額に関しては、減額措置が国の要請に基づくものであること、また今年度限りの臨時的なものであることから、町の特別職報酬等審議会への諮問は行っておりません。施行日は平成25年7月1日で、平成26年3月31日限りでその効力を失う条例であります。

続きまして、5ページから14ページの第43号議案であります。

補正額は752万3,000円の減額補正であります。補正理由を説明させていただきます。

まず歳出であります。まず初めに、今回の補正は全般的に先ほどの給与の臨時特例に関する条例により、9カ月間実施する給与の削減措置に伴い、人件費を1,637万5,000円減額しております。この1,637万5,000円は、一般会計の117人分でありまして、2役の減額も含んでおります。全体では131人ございまして、町全体では1,855万3,000円の減額であります。

ただ、今回の補正では水道事業会計は企業会計でありまして、一般会計との人件費の繰り入れの調整を行っておりませんので、今回は補正を行っておりません。

なお、共済費につきましては、減額後の給料支給額をもとに負担金が算定される見込みであります。また現在、岐阜県市町村職員共済組合において正式に決定されていないため、今回の補正では減額の対応をしておりません。

また、同じく退職手当組合負担金については、こちらは減額前の給料月額をもとに負担金が算定される旨の確認をしておりますので、こちらも対応はしておりません。

その他の補正についてであります。9ページの第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費でございます。今回の職員給与の減額措置の実施に伴い、人事給与システムの改修が必要となるため、委託料を42万円増額しております。

なお、羽島郡広域連合のほうも当町の給与制度を準用しておりますので、同様の減額措置を行います。当町の人事給与システムをネット接続によって連合のほうも使用されていることから、覚書に基づく負担割合28%相当額を羽島郡広域連合のほうから御負担いただくことに伴い、人事給与システム負担金11万7,000円を財源充当しております。

それから11ページの第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費で国民健康保険特別会計と、それから介護保険特別会計の人件費の減額に伴い、一般会計からの繰出金を減額する旨、41万4,000円と49万9,000円を計上してございます。

続きまして、同じく11ページの第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費ですが、全国的な風疹の流行状況を踏まえ、岐阜県が緊急対策として妊娠を予定、希望している23歳以上の女性、または妊娠している女性の夫に対して風疹ワクチン接種費用の助成を行うことに伴い、笠松町として接種費用の全額補助を実施するため、扶助費を130万円増額させていただいております。1人当たりの接種費用の想定を1万円と見込んでおりまして、補助対象経費は県のほうが50%としておりまして、さらにその2分の1が補助ということで、推計対象人口の262人の2分の1の130人分を補助金として見込んでおります。

次に、13ページの第7款 土木費、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費であります。こちらの人件費の補正に伴い、一般会計からの繰出金を95万5,000円減額しております。

それから、同じく13ページの第9款 教育費、第1項 教育総務費、第1目 教育総務費でございます。株式会社光製作所から6月4日に900万円の寄附があり、このうち735万円を活用し、笠松町内の小・中学生に学校の光文庫図書を読んで感想文を書いてもらい、その中から優秀な作品をラジオ番組で放送し、またその作品の中から、さらに優秀な作品についてはテレビ番組で放送し、表彰するといった事業を実施することに伴い、岐阜放送に番組の制作及び放送業務を委託するため、委託料を735万円増額させていただいております。財源は全て寄附金であります。

続きまして、14ページの第11款 諸支出金、第2項 基金費、第4目 光文庫整備基金費であります。先ほどと同様に株式会社光製作所からの寄附金900万円のうち、165万円を光文庫整備基金に積み立てるため、積立金を165万円増額するものであります。

歳入でございますが、9ページになります。ちょっと戻っていただきまして、第17款 繰入金ですが、今回の減額補正に伴いまして、財源に充てていた財政調整基金繰入金を1,696万5,000円減額させていただいております。

続きまして15ページから17ページ、第44号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計補

正予算についてであります。補正額は41万4,000円の減額補正であります。

補正理由であります。一般会計同様、国の要請に基づき人件費の減額補正をいたしますので、人件費を41万4,000円減額するものであります。こちらは3人分の予算を減額させていただいております。

続きまして、18ページから20ページであります。第45号議案 平成25年度笠松町介護保険特別会計補正予算についてであります。こちら49万9,000円の減額補正であります。前の議案と同様に給与の減額措置に伴い、人件費を49万9,000円減額するものであります。こちらは3人分の対応でございます。

最後に、21ページから23ページの第46号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計補正予算についてであります。こちら95万5,000円の減額補正であります。こちらの会計も給与の減額措置に伴い、人件費を95万5,000円減額するものであります。こちらは6人分を対応しております。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（岡田文雄君） 第47号議案、提案理由を求めます。

伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 第47号議案 敦賀発電所1号機、美浜発電所1号機・2号機の40年廃炉と再生可能エネルギーへの転換を求める意見書について提案の説明をさせていただきます。

東日本大震災からもう2年3カ月が経過をしたわけですが、いまだに復興が遅々として進まない状況にあることは、皆さんも御承知のとおりであります。中でも福島県内の福島第一原子力発電所による事故により、郷土に戻れない住民も数多くいらっしゃって、その方々の思いを察するに、非常にお気の毒だというふう感じております。

そこで、二度とこういった事故が起きないようにということで、政府におかれましては、昨年の6月に原子力規制委員会設置法が法制化され、そこで新たな原子力発電所の運用についての基準を検討し、来月7月には新しい安全基準が提示されようとしておるわけであります。そして、岐阜県でも、昨年の9月に独自で放射能拡散に対するシミュレーションを行った結果、年間20ミリシーベルト以上の被曝が、この笠松町にも起こり得る可能性が出てきたということでもあります。

こうしたことから、原子炉の安全性、今や安全神話が崩壊した中で、我々としても町民の安心・安全を守るためにも、やはりこういった危険なものについては極力排除していくべきではないだろうかということで、国に対して、笠松町的意思を表明したいということで、今回の意見書を提案させていただくということでもあります。

一方で、連日のようにテレビ放送されておりますが、昨年の7月、電力買い取り法案が実施され、太陽光発電等自然エネルギーが国内で稼働し、原子力発電所の何基分もの発電量が確保

されておるといような実態もあります。そしてまた、今ではないんですけれども、将来的にはシェールガスだとか、それからメタンハイドレートといったような自然エネルギーの活用も検討され、将来的には原発にかわるものができるのではないかなあというふうに思っております。

そこで、意見書の文案を朗読させていただきます。

福島第一原子力発電所の事故を教訓に、平成24年6月原子力規制委員会設置法が成立し、同法では、原子力発電の運転期間を原則40年と定めている。現在、国内には運転期間40年を超えている発電用原子炉は、敦賀発電所1号機、美浜発電所1号機・2号機の3基がある。しかも、敦賀発電所2号機の直下には活断層がある可能性も高いことが明らかになった。

一方、同年9月に岐阜県が公表した「放射性物質拡散シミュレーション結果について」では、敦賀発電所が福島第一原子力発電所と同等の事故を起こした際に、笠松町にも年間20ミリシーベルト以上の被曝量を生じることが判明した。我が国は「地震・津波大国」にもかかわらず、国内には54基もの原子力発電所があり、東日本大震災規模の災害が発生すれば、全国に取り返しのつかない壊滅的な被害が及ぶ危険性がある。

原子力発電所の安全神話が崩壊した今、国におかれてはこれら法の基本精神にのっとり、安全な未来を次世代に引き継ぐため、建設から40年を経過した敦賀発電所1号機、美浜発電所1号機・2号機を廃炉とすることを強く求めるとともに、原子力発電への依存度を軽減し、再生可能エネルギーの抜本的な拡大を図ることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先はごらんのとおりのところであります。

以上をもちまして提案理由の説明にかえさせていただきます。よろしく御審議のほど、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岡田文雄君） お諮りいたします。ただいま提案の第42号議案から第47号議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号順に従い、質疑、採決を行うことといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第42号議案から第47号議案につきましては、議案に引き続き、さきに提案されております議案番号の順に従い、質疑、採決を行うことに決しました。

第34号議案 笠松町子ども・子育て会議条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず、この次世代育成支援地域行動計画の前期計画が平成21年度で終了したことによって、この条例が新しく制定されてくるということですが、まず子ども・子育て

て支援法の中身で、目的はどのようになっているのかお願いいたします。

それから、第2条による法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとありますが、4つほど言われたかと思えますけど、もう一度事務の内容をお願いいたします。

そして、第3条に委員の内容が書いてありますが、子ども・子育て支援に関し、学識経験のある者というんですが、このあたりについてはどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 子ども・子育て会議に関する御質問で、まず子ども・子育て支援法の目的、そして法第77条の事務、そして学識経験等という委員さんの内容ということですが、子ども・子育て支援法につきましては、第1条の目的で児童福祉法その他の子供に関する法律の施策と相まって、子ども・子育て支援給付、その他の子供及び子供を養育している者に必要な支援を行い云々ということで、従来の児童福祉法とか、その他の法令に根拠とするところを置きながら、総合的な子供、そして子育てに関する支援に対して、法律的なものとして位置づけをしてみえるというふうに解釈しております。

そして、2つ目の法第77条の事務ということでございますが、ちょっとなかなか表現的には条文じみてしまうんですけども、考え方としましては、例えば笠松町の行政区域における教育、保育を一体的に計画の中に盛り込むために、計画づくりのための審議をしていただくんですけども、まず1つ、事務としまして、特定教育保育施設の利用定員の設定に関する事務処理という条文もあるんですけども、それは概略させていただいて、同じような話になりますので、その特定教育保育施設というのが、前回の全員協議会のときにちょっとお話ししました新たなイメージでの幼稚園とか保育所というものなんですけれども、それに関する利用定員の設定ということで、定数ですね。それに関して、笠松町として必要なニーズの調査の上での設定に関する意見を言うということになります。

あとは特定地域型保育事業ということで、これもせんだてのお話の中での認可外保育所などの保育に関しての利用定員の設定ということで、特にこちらに関しましては、町として基準条例なども設けまして、施設に対する指導・監督というのも町が直接的に介入していくということになりますので、そういった意味ではかなり違う部分が出てきますので、それに関しての利用定員の設定というのが、子ども・子育て会議条例のほうでの審議事項にもなってくるということにもなります。

そして、3つ目としまして、何度もお話し申し上げておりますように、今回のニーズ調査のもとでの総合的な子ども・子育て支援に関する事業計画を策定すると。それに対して御意見をいただくと、調査・審議をするということになります。

4つ目として、総括的に市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画

的な推進に関する総括的な事項として必要な事項を調査・審議するということになっております。

委員さんの内容につきましては、全員協議会の場でもお話し申し上げました、イメージ的には前回の次世代育成支援地域行動計画の策定委員会の委員さんのメンバーがイメージとして今の段階では思ってみえるところで、それは条文で示すところに、おおむね運用の範囲で十分対応できるものではないかというふうに考えております。学識経験といっても誰でもいいというわけではございませんので、次世代のときには、たまたま元学校長なり、教育長なりを経験したような学校教育、あるいは子育て全般に対して学識経験を持ってみえるだろうと。あるいは教員として教鞭をとられて、その後も積極的に地域活動として子育て事業を具体的に実施してみえるような方が委員さんとして前は選ばれておりますが、イメージとしてはそういった方を、全く一緒になるかどうかはわかりませんが、そのような形で内部的に人選を検討していかなければならないだろうというふうに想定しています。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 子ども・子育てという点で、教育の分野と福祉に関する保育の分野、それから幼稚園、そして無認可の保育に至るまで、笠松町の中の保育行政及び中学校まで対象じゃないですね。小学校までだろうと思いますが、その全体の総合的な計画や対策や、立てられる委員会というふうに受けとめていいのでしょうか。

それから、この委員会は必要に応じて開くものなのか、委員さんのあれは2年間になっているようですけど、教育と、少なくとも福祉の保育の分野と、総合的に考えられていく場所というふうに考えていいのでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 抽象的で非常に恐縮なんですけれども、先ほど申し上げたように、それぞれの根拠法というのは、残した中での基本的な概念での法律となっておりますので、子ども・子育て支援という法律の概念の中に大枠として持つんですけれども、今回の大きなイメージの改正としては、確かに低年齢の部分なんですけれども、児童福祉法に基づけば、子供というのは18歳未満になりますので、全く除外されるわけではないと思いますし、そういう中では子育て支援というのは継続されるべきだし、そういった相談支援業務がかなり強化されておるとい部分配慮されているというところがありますので、ちょっと答えにならないかもしれませんが、そういうところがあるということと、当然子育て支援の中で教育分野についても連携を図らなければならないと。

ただ、ここでの施設給付なり何かでこだわっている学校教育というのは、たまたま学校教育法での就学前の教育が幼稚園イコールで、そこに対してたまたま施設給付の定義の中で整理し

ておりますので、全面的に学校教育や義務教育の中に踏み込んでおるといものではありませんので、全体的な漠とした基本条例といたしますか、基本法律としての新しいシステムを出そうとしておるといものですので、なかなか回答が非常にしにくくて申しわけありませんが、そういうところです。

[発言する者あり]

済みません。

御指摘のように、必要に応じて集うということになります。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 非常にまだまだ国の施策自体の変化がこれからのことに対応した新しく出てくることなので、はっきりなかなか言えないことが多いのかなというのが、今の答弁で察せられるんですけども、笠松町内に発達障害の施設が2施設オープンしたんですけども、そういったことに対しても所掌されることになるのかということと、特別支援を必要とするお子さんが全国平均で大体10%を超えるというような中で、そういう方の関係者も委員になるのか、子育て支援ということの全体を眺めた場合にそういった方向性はどういうふうになるのかということについて、岐南町でも議論されているようなので、当町としてはどのようにお考えなのか、ちょっと御質問します。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） この法律自身、次世代育成支援対策推進法の時限立法が終わった後での受けた法律でありますから、大体法律の趣旨というのが、今の子ども・子育て支援法に基づいた趣旨でありますから、先ほど部長がお答えしたように、委員の皆さんの選定にしても、そのような関係者の中からはいろいろ考えてお願いすること。そしてまた、この支援法というのは、いわゆる包括的には要保護児童対策も入ったような部分もあると思いますから、そういうようなことも念頭に置いて、委員の方の選任に関しては、この法律が通ってこの条例が通った後、またそういうことを調整しながら、これから考えていかなきゃならないとは思っております。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

まずは子供たちがちゃんと成人になって、自立した生活ができるようにということを念頭に置いていただいて、あとは保護者の方の安心・安全と、安心して暮らせる町ということを前提にぜひとも進めていってください。ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

第38号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 30ページですが、商工費の中の観光費で、桜木の支障木伐採の作業の委託料142万5,000円ですが、この桜の木の対象は、笠松町全体にある桜の木を対象にしているのでしょうか。

それから、台風シーズンといっても4号目が発生しているようですが、一日も早いことが必要だと思いますが、いつからかかられるのでしょうか。その点、お願いいたします。

それから、31ページの道路新設改良費の中であったと思いますが、中門間の墓地の駐車場を兼ねてのお話でしたが、現在は中門間墓地の南側というのは、田んぼになっていると思いますが、その一部を70坪ほど分けていただいて、11台ぐらいとめられるという工事になるのでしょうか、このことをお尋ねしたいと思います。

それから同じく土木費の都市計画費の中で、耐震改修助成交付金で、国庫の補助が上乗せになってということですが、今、住宅改修と耐震との兼ね合いでどのような状況になっていて、55万円4件分がというふうに聞きましたけれど、改修に当たって補助していただける額はどのようなになっているのか。

それからその改修というのについては、安全のために居室と寝室とか、そういうような形にはまだなっていないのか、その点をお願いしたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 大橋企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（大橋雅文君） 30ページの商工費の第3目 観光費の中の桜木の伐採関係でございますが、環境経済と申しますか、この観光費の中で管理しております奈良津堤から競馬場にかけての桜、それと桜町にございます桜の並木、松栄町部分、この管理しておる部分全部を対象にしております。それから、この補正予算について議決をいただきましたら、直ちに

発注をして早期にかかりたいと考えております。以上です。

○議長（岡田文雄君） 森建設水道部長。

○建設水道部長（森 光彌君） それでは2点の御質問でございます。

まず1点目は、道路新設改良費の中門間の墓地の関係でございますが、御指摘のように南側が田んぼでございます。田んぼの部分につきまして、道路部分につきましては、とりあえず6メートル東側に分譲地がございますが、東側の開発してある道路部の道路が6メートルでございますので、その6メートルの道路で南側にずうっと真っすぐ南北の町道までくつつきまして、それからその先に、御指摘のように5メートル分の駐車場で28メートルございますので、11台の駐車場ができるような格好で、こちらにつきましては寄附でいただくということで、これは補正ができ次第、測量等にかかって工事のほうに取りかかり、何とかお盆に車がとめられるような格好でやっていただきたいという寄附者の御希望もございますので、そのような格好で取りかかっていきたいと思っております。

それから2点目の耐震の関係でございますが、こちらの耐震の補助の関係でございますが、御指摘のように耐震の補助に関しては全体が、あくまで居室の一部じゃなくて、建物全体の上部構造指数を上げなければならないというような制度でまだ取り組んでいるところでございます。

ですから、あくまで全体の建物の改修が必要になるということで、実はこちらにつきましては、今までは120万円限度の84万が限度だった部分でございますが、そちらの部分につきまして、いわゆる上乗せの5分の1が県であったんですが、この上乗せの部分につきまして、県費じゃなくて国のほうから補助をするということで、今までが84万円だったところが115万円まで補助ができるというような部分の中で、これは今年度に限ったの制度でございますが、上乗せされるということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

まず耐震の関係なんですが、耐震の審査をしていただくのは無料でできますよね、今も。そして、その後、改築しようとするとなら全部が対象となるということですが、やっとなら115万の補助をいただくということなんですけれど、今までの御経験でどれくらい、全体を直そうとされると大きな経費として耐震の結果で見込まれていて、この補助との差ではどんなものなんですか。

○議長（岡田文雄君） 森建設水道部長。

○建設水道部長（森 光彌君） いわゆる限度額の関係のお話でございますが、今までが120万円という限度だったんですが、やはり120万で済むような家庭というのは少なく、実は笠松

町の例でいきますと、笠松町の中で120万以内でおさまったのは、今まで13件ほどあったんですが、1件しかございませんでした。その中で、やはり120万円というのももう少し上乗せをすべきじゃないかということで、今国のほうがいろいろ見直した中では、限度額が350万までぐらいにして、そうしますと115万の補助が出るということで、やはり平均的には300万以上かかっているんじゃないかというような統計の中から、ここの350万で約115万の補助ができるんじゃないかというようなことで、ちょっとその辺の部分も上積みを見込まれたというようなことで考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） こうしていくとなかなか安全対策、安心というのは進まないわけで、シェルター方式という方向を提起していくことは無理なのか。そんなことをしてみてもそう効果がないものなのか。随分テレビなどでもシェルター方式が取り入れられたりしているようですが、笠松町独自でも、そのあたりも考えてできないものなのか。これは耐震の結果で非常に危ないとなって、取り壊して新しく建てるときには何の補助にも対象にならないんですよ。その点2つお願いします。

○議長（岡田文雄君） 森建設水道部長。

○建設水道部長（森 光彌君） 1点のシェルター方式でございますが、こちらのほうについては、各市町でいろいろ取り組んでおみえになるところもありますので、その辺の部分については、またうちのほうも調査・研究はしていきたいというように考えております。

それから取り壊しをされた場合、取り壊しについては、あくまで耐震の改修の補助でございますので、取り壊しをされますと補助の対象からは外れることになります。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時14分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第39号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算についての質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

第40号議案 平成25年度笠松町介護保険特別会計補正予算についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

第41号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計補正予算についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

第42号議案 笠松町職員の給与の臨時特例に関する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） この第42号議案について、町長さんに少しお聞きしたいと思います。

毎日、朝刊を見ますと、県下の市町村もいろいろ足並みがそろわないというのか、各町長さん、市長の考えがあり、また職員の皆さん方の日ごろの努力に対して、大変憂慮されているような自治体もあるわけですが、当笠松町においては、本当に議員歳費についても、定員の削減、また昨年度より費用弁償の廃止というようなふうで、我々が最初議員になったときは16名が、今は10名というようなことで、この平成16年から笠松町独自に行財政改革を特に推進して進んできたわけでございます。

そんな中、町長も大変断腸の思いで職員に対して給与の削減、平均で4.12%ですか。また特別職の2役についても5.50%のカットということで、上から、国からの地方交付税の削減をてんびんにかけるというのか、お言葉が悪いようですが、これも地方交付税も町民のために少しでもサービスの低下にならないふうで、町の財政が厳しい中、進んでいるようなわけですが、これも我々がこれできょう議決すれば、また皆さん方が大変、今景気がいいといっても、我々町民にしては、本当に食費が上がり、またいろいろな面で余裕のない生活を送っているわけですので、今の考え、町長は職員に対してもどのように説明されたのか。また、今の笠松町財政について、ここ10年、辛抱に辛抱を重ねて進めてきたわけですので、思いを聞かせていただいて、この採決に加わりたいと思いますので、的確な御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、お話があった職員給与の問題は、私どもの県の町長会だけではなくて、地方の六団体もこの問題に関しては、地方の団体がそれぞれ反対をしておった流れがございました。

また、僕自身も、地方公務員の給与を国が関与をしてこういうふうになってくるなんていうことは、これはやっぱりわかりましたと言えるような問題ではないんですが、ただ、もう法律で通った地方交付税の減額に関して、これはそういう措置を今回笠松町がしなかった場合に、たとえ1,700万であろうとも、やはり町民サービスに影響してくることでありますから、我々は職員や、あるいは議会の皆さんと一緒に町民の健全財政や行政運営をやってきた中で、このような対応は決して容認はできるものではないんですが、現状の今の状況を鑑みて、町民の皆さんの理解や、あるいは町民から見られた行政運営に関して、今回の措置というのは、私は町民の皆さんには御理解いただける措置ではないかと思っておりますし、当然、その苦しみや職

員の皆さんには大きな犠牲を払うこととなりますが、今言ったような大きな流れの中で、町民サービスを低下させない、財政に影響を与えない、そういうような大局的な見地から、今度はこのような苦渋の判断をして条例を提案させていただきました。

議会の皆さんが、今、安田議員からの御質問があったように、そういうお考えやお気持ちも、またこの議決にあらわしていただいて対応いただければありがたいと思いますし、また私の気持ちも御理解をいただいて対応いただければありがたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

今、世の中にはいろんなことが次々に起こっておるような状態です。当笠松町も人口的にも2万2,000有余の人口の皆さん方が、この住みよい町を目指して精いっぱい頑張ってみると思います。

私たち議員も、やはり議員報酬が幾らであるというようなこともいろいろ問題になると思いますが、我々議員もいつまでも30年、40年にもやるわけにはいきません。しかし、職員の若い方は、これから30年、40年とこの笠松町に勤めてもらうということが念頭にありますので、そこら辺のことをよく考えていただいて、特例的な条例でございますけれども、今、町長さんが言われたように、岐阜県の町村会長になられたということで、またこの岐阜県が笠松町から発信できますように、皆さん方の御協力やら、また職員の皆さん方の士気が低下しないように、なお一層頑張らせていただけるようお願いしたいと思ひまして、終わります。

○町長（広江正明君） 今、いろいろ安田議員のお気持ちも聞かせていただきましたが、決して私どももこれを容認してやっているわけではないんですが、1つは、やっぱり今言われたように、時限的なものであり、期限が限られていることが明確になっていますから、そのことを理解しながら提案をさせていただきましたことを御理解いただきたいと思います。

○議長（岡田文雄君） ほかに、質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 今、安田さんが言われるように、本当に苦渋の、国が本当にひきょうだと思ふんですけど、ちゃんと交付税で減らしてきて、そのとおりにしていかなきゃ住民サービスに響いていく。こうしたやり方をやられるのは本当に悔しい思いですけど、そこで、町長にもう一度聞いておきたいんですが、特例措置として来年の3月31日までということですが、そして継続するということがないよう決断できるのか、そこだけきちっと聞いておきたいと思ひます。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 継続するしないは国が決めるかもしれませんが、我々は、これは今回限りのことであることを前提にお願いしただけであって、これが東日本大震災の関係、いろんな景気浮揚の関係で続くなんていうことは私自身もやはり認めるわけにはまいりませんし、町、あるいは県、あるいは全国の知事会や町村会も含めて、六団体もこれは決して容認できることではないという決断のもとで今は進んでおりますから、そのことだけは、気持ちははっきりしているのは、これの継続を認める気持ちは今全くありませんので、今回だけ御理解いただけるような対応を、町民の皆さんの行政サービスの低下を避けることしか今言えませんが、それをやはり胸に置いて対応したいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 町村会長さんとして、私はおめでとうを言う機会がないので、ここでおめでとうを言わせていただくと同時に、この責任は大変重大だと思いますし、このこと自体だけでも会長の姿勢というのは問われてくると思いますので、きょうの町長さんのお言葉をきちっと覚えておりますし、ぜひそのようにしていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 9番 船橋議員。

○9番（船橋義明君） 本当に苦渋の決断をせないかんというようなことになってきましたが、附則で書いてありますように、確認ですけれども、7月1日から来年の平成26年3月31日まで施行するというので、9カ月ということでもいいわけですか。いいですね。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、言われたように、期限は9カ月の来年の3月31日までです。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

第43号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

8番 安田議員。

○8番(安田敏雄君) ちょっと確認ですけど、13ページの教育費、第1目の教育総務費のラジオ番組等制作・放送業務委託料735万、大変大きな金額を光製作所さんからの寄附金を充ててやるわけですが、大体これ予定としては、岐阜ラジオ、岐阜テレビさんに委託してやられるんだろうと思いますが、概要としては、各小学校か中学校か、高校生も入れての話なのか、大体いつごろというようなことを予定していらっしゃるのか、内容がもう少しわかりましたら聞きたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長(岡田文雄君) 堀教育文化部長。

○教育文化部長(堀 康男君) それでは教育費、教育総務費の委託料の関係でございますが、今回、光製作所さんのほうから御寄附をいただきまして、この読書感想文コンクールというように事業を行うわけでございますが、概要といたしましては、まず7月から今予定をしております、来年の3月までの予定で進めたいと思っております。

それで、毎月第1週が小学校の1年生から3年生の子、こういう部門で、それから第2週が小学校4年生から6年生の部門と。それから第3週が中学校の部門ということで、ローテーションで笠松3小学校がございますので、3つの学校で小学校が低学年と高学年で部門ごとに回していくと。それから中学校につきましては、7月から中学校1・2年生、8月は2年生、9月が3年生ということで、そのローテーションで来年の3月まで回っていくというものでございます。

それで、今回補正を出させていただいております、これが通りましたらすぐ契約の運びになるわけですが、本来、課題図書を設けて読書感想文を募集するということしておりますが、7月から9月の放送分につきましては、課題図書は設けずに自分の好きな本を読んでいただいて読書感想文を書いていただくと。それから10月放送分からは各部門ごとに課題図書を設けまして、これを審査するというような予定でございます。

それで審査員のほうにつきましては、今のところ予定でございますが、岐阜放送の会長の杉山会長、それから光製作所の会長の松原さん、それから社長の松原さん、それからあとは町長という審査員で個々の部門ごとに審査しまして、各部門で1点ずつ優秀作品を選ぶということでございます。

そして最後に、さらに年度末に今度はその中から最優秀を選びまして、これにつきましては、岐阜放送のテレビ番組で表彰をするということで、今回のこの事業は、生徒の読書教育の振興と、みずからの生き方を積極的に考えていける生徒を育成するというような思いからの事業でございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

7月から来年の3月という長期間ですので、小学生に対して、きょうも教育長さんが見えになりますけれども、本当にこの前の私たち議員の講演を聞いただけでも、声を出して本を読むとか、読書をして感想文を書くというのは、今の子供に大変重要なことだろうと思いますけれども、ただ、そのことが好んでやれる子供さんと、やっぱり憂鬱になる子供さんと見えますので、きょうも教育長さんが見えますが、各3小学校の先生がそこら辺の指導をしっかりといただいて、光製作所さんの趣旨に必ずかなえられるように、また教育長さんのほうから各3小学校の先生方にも読書等の連れ合いですか、そういうような指導もよろしくお願ひしたいと思います。

また、審査員のほうなんです、学校教育者が一人も入っていないようなことをちょっと思うんですが、光製作所さんの会長と社長、また岐阜放送の杉山社長さんですか、そんなふうで町長さんということで、大変これ、審査をするとするとまた難しい問題もあると思いますが、できれば全員の方が順番にやるとかということもいろいろ考えられますので、そこら辺、もしわかりましたら、審査員のほうもまた検討していただくか、教育長さんに一言お話を聞かせていただければ、どんなふうに進めてもらえるか、一遍感想だけちょっと聞かせてください。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） まず、光文庫から法外な御寄附をいただきまして、学校の書架にある本の大半、小学校でいいますと1万4,000冊から1万7,000冊が光文庫にかわっていると、このことにまず感謝申し上げたいと思っています。

この読書感想文の機会が、やっぱり子供たちが本を読んだだけではなくて、子供たちの生き方に何らかの形で生きていくと、できればそういった感想文が出るようなことを各学校にお願いしておりますし、それからこの活動を通して、一層子供たちが読書好き、読書を通して物を考えるという習慣がつくといったことを進めたいというふうをお願いをしています。

ただ、以前にもこの議会で御質問があったように、学校では120冊読書運動をやっておりまして、年間120冊という読書というのは、私どもにもなかなかできないことですので、本を借りていってあくる日返すと、こういった子供たちの読書活動が、子供たちの本来の活動にならないというようなことのないような、十分な配慮をしていきたいというふうに思っています。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） ちょっとイメージが湧かないんですけど、ここの読書の部分ですけど、岐阜放送のラジオとかテレビを使うという公共放送との関係では、どんな形で笠松町の部

分を取り上げられていくのか。そのあたりの構想をお願いしたいと思います。

それから御寄附で行うことですので、ことし1年の行事となるのか、できるならこんないい行事は毎年やってもらえるといいなあということを感じるわけですが、その辺ではどうなんでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今回の御寄附をいただいたときに、光文庫で所蔵してある本を少しでもみんなが読んで感想文を、そういう公共の電波の中で発表するという、大変恵まれた機会を与えていただいたことは、生徒自身にも励みになることでありますから、これは9カ月間ですか、7月から3月まで続くことでありますが、これを毎年ということは、我々からしてみたら大変ありがたいことですが、御寄附をいただいている方にこちらから毎年というお願いはなかなかできることではありませんが、この機会を捉えて、何かいろいろな方法が出てくるかもしれませんので、そのことも踏まえて、1年間かかって次の対応を考えられればいいかなあと思っております。

ただ、行政が全部出してやることは、これはなかなか難しいですので、そのことも御理解いただいて進めたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） もう1つは、先ほど安田議員のほうからも読書感想文を評価される部分なんですけど、教育の分野からお1人ぐらいいは入られたほうがいいのではないかと私は思います。どなたということはそちらで考えてくださればいいんですが、と思っております。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、部長から申し上げた審査員の案は、今の時点での案だけありますから、当然そういうような御意見も、あるいは私が入っていいかどうかということも含めて、これはやっぱり教育長さんも、あるいは皆さんに相談してこれから進めるべきことではないかと思っております。

岐阜放送の杉山さんは、やはりそういう点で御理解をいただいている、また笠松に御縁がある方ですから、そういう意味でも入っていただくのは、権威が持っていていい部分もありますから、今の言われたことは、これからまだ審査員に対しては対応しますから、その御意見を拝聴して参考にして進めていきたいと思っております。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） もう少し詳しくお聞きしたいんですが、今の件なんですけれども、7月

から毎週土曜日、第1、第2、第3ということで今おっしゃったんですね。それが、何時から放送されるのかということと、それを町民に対してどうやってPRといたしますか、こういう時間帯にやるので聞いてくださいと。いわゆる笠松町が独占的にその時間帯を使うわけですね。こういったケースというのは珍しいと思うんですね。ですから、いわば笠松町のPRになるわけですので、本当に大変ありがたい事業だと僕も思います。県内でも笠松町独自の時間帯が設けられるならば、そういったことで、笠松町の光る町としてアピールできるのではないかなというようなことで、時間帯と町民へのアピールの方法について、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（岡田文雄君） 堀教育文化部長。

○教育文化部長（堀 康男君） それではお答えをさせていただきます。

まずPRのほうの関係でございますが、学校につきましては、保護者宛てに文書を出させていただくということで、町のほうとしましては、広報紙、それからホームページで皆さんにお知らせをしていきたいと思っております。

それから、申しわけございません。時間のほうの関係でございますが、毎週土曜日、第1、第2、第3ということで午前9時45分から約5分ほどということで放送されると。1人ですから、発表が、5分というようなことでございます。

〔発言する者あり〕

番組名は、ラジオ番組の「ラジオ土曜便」という中で放送されるということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 要するにやっていただければいいんですけれども、1つPRなんですけれども、今言ってみえた、子供たちが学校を通じて保護者に文書でお知らせをするということと、それから町民の方には広報紙でということなんですけれども、前からも言われているように、町の広報紙を読んでみえる方が3割ぐらいしかおらんという統計もあるみたいですので、やっぱりこういったことは、さっきも言ったように笠松町の光る町といたしますか、そういうことからいうともっとわかりやすいPR。

例えば今月末の広報紙の配付のときに回覧板というのがあるんですね。回覧板でやれば、各世帯みんな回りますので、一応私どもも回覧板が来ると見て、何月何日に回覧板を見ましたというチェックをするわけですので、そういった中でやるべきだというふうに私は思います。そういったこともお願いしたいんですが、どうですか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） これはやっぱり今言いましたように、本当に子供にも励みになりますし、いわゆる笠松町の大きなPRにもなると思います。9カ月かけて、5分であっても毎週番組を

占領できるというのは、ほかの市町村ではないと思います。だから、それを有効に活用するには、今言われたように、まず町民の皆さんが知っていただいて、そのことを誇りに思っただくことが大事ですから、広報媒体は今の広報だけではなくて、ホームページもありますし、初めに、我々の全戸に物が言えるのはやっぱり防災行政無線もありますので、しっかりそういうPRを1回してみて、それからまたいろいろ反応があると思いますから、そういうことを見ながら多くの皆さんに知っていただくことが、これはもう全力で、もちろん学校を通じても学校もやられますので、全ての方法でできるのではないかと思います。

ただ、笠松だけじゃなくて、これはできるだけ県下の皆さんに岐阜放送を聞いて、皆さんにPRしたいんですが、これは岐阜放送がどういう形でこの番組を紹介してそれをやってくれるかというのは、まだこれからいろんな打ち合わせがあるようですから、ラジオだけではなくて、最後の優秀賞はテレビでもやるということですから、またそのPRもできますので、寄附者のいろんな思いや意向もしっかり酌み取って、ぜひそういう発信をしていきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 済みません。1つだけ。

7月からということなんですけれども、この事業というのはすばらしい、大変ありがたい事業だなというふうに思っておりますが、教育長にちょっとお伺いしますが、既に感想文の制作というのは、各学校で入っているのかどうかという点をちょっとお伺いします。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） この6月の校長会にきちんと御提案させていただきまして周知しておりますが、感想文が今どこまで集まっているかまでは確認しておりませんが、確実に事業としては動いております。

先ほどの審査員の話、安田議員さんからお聞きになったのを、私、回答するのを忘れてしまいましたが、審査をする過程で教育委員会も積極的にきちんとかかわろうと思っておりますので、御安心いただきたいと思っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

先ほど安田議員の質問の中にもあったんですけれども、苦痛になっている児童もお見えになるということをお伺いしております。授業の中で本を読んで授業の中で感想文を書くというと、授業の中でどうしても読み切れない子供たちも出てくるわけですね。本ももちろん光文庫ですから、中から選ばれて、はい、あんたこれねという形の中で強引に読んで強引に書かせていって、

この事業をぜひともいい事業にしていくには、現場での取り組み方というのが一番問題だなあというふうに感じております。せっかくこれだけのお金をいただいて、これだけすばらしい事業を組んでいくということであるならば、本当に本が好きになっていくような、そういう指導をぜひとも得意な子、不得意な子を含めて進めていっていただきたいと思っておりますけれども、その辺のところをきちんと教育長として責任を持ってやっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 官脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 今、子供たちが自分の思っていることを言葉、文章にして表現するというのが非常に弱いと言われておりますし、自分で自分の足元をきちんと見て物を考えるということも大変弱いというふうに言われております。これが学力テストのいわゆる応用の問題の弱さにもつながっておりまして、国のほうは言語活動の充実というのを絶えず指導要領の中に強く、全ての教科の中に打ち込んでおります。

したがって、今、各学校では一斉読書等も進められておりますし、それから読書だけではなくて、各教科を通して子供たちが自分の考えたことを言葉に出してきちんと話せると、こういったことも一生懸命進めておりまして、この読書だけではなくて、言ってみれば学校の教育活動全てを通して自分のことをきちんと主張できると、そういった子供をつくりたいと思っておりますので、そういった中で一番いい機会としてこれを活用していきたいというふうに思っています。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） たびたび関連で済みません。まだお昼までちょっと時間がありますので、1つお聞きしますけど、これ、夏休みの期間中やるということなんですが、ちょっと私、1つ懸念しているのは、ちょうどこの時期、教育長さん、読書感想文コンクールと重なりますよね。その場合、同じ内容でもいいのか、全くこれとは別のものなのか。

それともう1つ、本を選ぶ中、これ、光文庫となっておりますが、光文庫の中から本は課題図書として出されるのか、それとも今まで読んだ本の中から好きなものを選んでいいのか。

あともう1つ、テレビ放映を最終的にやられるというんですが、これ、特別番組をつくられるんでしょうか。それとも何かほかの番組の中で一つのコーナーとして表彰と作文の朗読をされるんでしょうか。今わかっているところで結構ですので、教えていただきたいと思っております。

○議長（岡田文雄君） 官脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 夏休みの課題図書は例年のとおり、きちんと子供たちに提示することになります。

それから岐阜放送を通した光文庫の感想文というのは、これはずうっと継続的に行われるものでございます。したがって、夏休みに子供たちがたくさん本を読んで、その中から読書感想文を2つ書かなければならないと、こういったことはできるだけないような配慮をしていきたいと思っています。まだちょっと具体的にはどういうふうに展開するかということは検討しておりませんが、今お話をいただきましたので、十分子供たちの負担にならないような努力はしていきたいと思っています。

○議長（岡田文雄君） 堀教育文化部長。

○教育文化部長（堀 康男君） 年度末の表彰の関係でございますが、これにつきましては、最優秀賞ということで、テレビの特別番組を組んで表彰をするということで今いただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

今、教育長さんの答弁の中で、できるだけ2つ読まなくても1つにまとめるということなんですが、これは例えば読書感想文コンクールで賞をいただいた。その賞をいただいた作品が、なおかつこちらの光文庫のほうでも賞をいただく。優秀な作品だったら十分あり得るんですが、その場合のダブル受賞という場合、読書感想文コンクールの場合は、よく一般的な論文とか、小説なんかは既に今までに公表していないものに限るというような規定があるんですが、それに抵触するおそれというのはないのか、その辺は今のところ大丈夫なんでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） そのあたりも十分配慮しなきゃならないと思っていますけれども、光文庫と、それからそうではなくて、町のほうから学校図書整備費としていただいたお金、または今PTAのお金を利用させていただいて調べている本もあります。基本的には子供たちは学校の図書館にある本を対象に読書感想文というのを書いてもらおうというふうに思っています。

それから課題図書に関しては、毎年いわゆる各学年ごとに指定図書が決まりますから、それが光文庫の表彰と、それから読書感想文コンクールの表彰というものが重ならないような配慮は、子供たちにできるだけ機会を多く与えるという意味から、重ならないような十分な配慮をしていきたいと思っています。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） わかりました。

今の段階であれこれ言うのも何ですが、私が今ちょっと申し上げたのは、結局同じ作品を出

してしまった場合に、それが同じような表彰を受けた場合、光文庫のほうは民間のあれですのでいいんですが、感想文コンクールのほうに影響を与えないか、それだけ今ちょっと懸念をしたものですから、その点だけ確認させていただきたかったので、よろしくお願いします。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） きちんと重ならないように手配をいたします。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。1時半からこの議場で職員2名がとうかい号という洋上研修に参加されましたので、その報告会を行いますので、ちょうど2時に終わればいいんですが、ちょっと時間的にまだしっかりできませんので、一応休憩として、一応予定は2時ごろとしておりますので、よろしくお願いいたします。

1時半からこの議場へ来ていただいて、洋上研修のお話がありますので、そのように御集合願いたいと思います。よろしくお願いします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時51分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第44号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算についての質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり可決されました。

第45号議案 平成25年度笠松町介護保険特別会計補正予算についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

第46号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計補正予算についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

第47号議案 敦賀発電所1号機、美浜発電所1号機・2号機の40年廃炉と再生可能エネルギーへの転換を求める意見書について、質疑、討論を省き、直ちに採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

第47号議案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（岡田文雄君） これをもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成25年第2回笠松町議会定例会を閉会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これにて平成25年第2回笠松町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後1時56分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成25年6月17日

議 長 岡 田 文 雄

議 員 船 橋 義 明

議 員 伊 藤 功